

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第67号



## 「暮らしのレスキューサービス」での

### トラブルにご注意ください

トイレや水道の故障、鍵の紛失、害虫などで困ったときに頼りになるのが「暮らしのレスキューサービス」ですが、これらに関する相談が全国的に年々増加しています。今回は、トラブル事例とその回避のポイントについてお知らせします。

#### トラブル事例

● トイレが詰まり、ネットで検索して一番上に表示された事業者を呼んだ。提示された修理代が高額だと思っただが、すぐに使いたかったため、仕方なく契約した。

● 水道の蛇口の水漏れが気になり、「見積り無料」の広告を見て来てもらったが、修理をするか、すぐ返事をするように迫られ、断ると調査費を請求された。

● 鍵開けを依頼したが、「特殊な鍵だから」と広告表示よりも高額な料金を請求されたので、作業を断ったらキャンセル料を請求された。

#### 問題点

- ネットやチラシ、マグネットなどの広告だけを見て事業者を選んでいる。
- その場で仕方なく高額な契約をしている。
- 急ぐあまり、複数の事業者から見積りを取って比較検討をしていない。
- 事前に把握していなかった料金を請求されている。

#### トラブル回避のポイント

水回りなどの生活に密着した箇所のトラブルは急を要することが多いため、慌てて広告を見ただけで、よく知らない事業者に修理を依頼してしまいがちですが、日頃から情報収集をして信頼できる事業者を探しておくましよう。

また、事前に修理費用の概算を必ず確認しましょう。修理をしなくても基本的には出張料がかかりますし、夜間は高額になることがあります。

その他、見積りは必ず書面でも出してもらいましょう。提示された修理内容や見積り額に納得できない場合は、すぐに依頼せず、できるだけ別の事業者からも見積りをもらって比較検討しましょう。

「暮らしのレスキューサービス」の契約にしているのトラブルは、消費生活センターにご相談ください。



## 相談事例紹介 ガス料金の「請求書の電子化」の案内が来た

### 今月の相談

一人暮らしの父に、知らない会社からガス料金の「請求書に関するご案内」と書かれた封書が届いたらしい。父は詐欺かもしれないとの理由から開封していないようだが、どうすればよいか。

今回の封書の差出会社名をお聞きしたところ、実在する会社名でした。数年前に会社名が変更になっていたため、お父さまは知らない会社と思われたようでした。封書を開封し内容を確認すると、来月からの請求書が今までの紙媒体(封書)から電子化されるご案内でした。手続きをしない場合は、今までどおり紙媒体で請求書が送られてきますが、一通あたり税込み110円の発行手数料がかかるという内容でした。

最近、インターネットの普及でさまざまな請求書が電子化される傾向にあります。具体的には、消費者が企業サイト内の自分専用のページやメールで請求金額を確認する方法が多いようです。しかし、携帯電話やスマートフォンをお持ちでも、インターネットやメールは使わないという方も多くいらっしゃるの現状です。

毎月の請求を確認することは、とても重要なことです。家族が登録操作方法を教えたり代わって確認して請求内容などを教えてあげたりなど見守りが必要が必要です。

今後、契約書も電子化が進む予定です。お困りの際は、消費生活センターへお気軽にご相談ください。



☎ 幕別町消費生活センター (☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

# 見守り 新鮮情報

**事例1** 有名家具店の公式サイトだと思いき、ソファが約2万円と**安く**なっていたので購入した。**受注メール**が**届かない**ので、改めてサイトを確認したところ、**URL**が公式サイトと**違って**おり、**偽サイト**だと気付いた。(70歳代 男性)

**事例2** 有名家電メーカーの公式サイトだと思いき、**格安**で

販売されていた掃除機を注文した。受注メールは届いたが、なかなか**商品**が**届かず**不審に思っていたところ、偽ブランドのマフラーが送られてきた。家電メーカーに確認し、**偽サイト**を利用したことが分かった。

(60歳代 女性)



## 有名企業の公式サイトだと思ったら**模倣サイト**だった

### ひとこと助言



- 有名企業等の公式サイトによく似た模倣サイトで商品を購入し、代金を支払ってしまったという相談が寄せられています。
- 模倣サイトでは、日本語などが明らかにおかしいものもありますが、最近では見分けがつかないほどよく似ているものもあります。販売価格が大幅に値引きされている場合などは、模倣サイトの可能性が高く、注意が必要です。
- 模倣サイトでクレジットカード決済をしたことに気付いたときは、すぐにクレジットカード会社に連絡をしましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センター(<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>)で、ウェブフォームにて相談を受け付けています。